

国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則

	平成16. 4. 1	制定		
改正	平成16. 12. 1	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1	
	平成18. 4. 1	平成18. 6. 1	平成19. 4. 1	
	平成19. 10. 1	平成19. 12. 1	平成20. 4. 1	
	平成20. 6. 1	平成20. 12. 1	平成21. 4. 1	
	平成21. 7. 9	平成22. 4. 1	平成22. 6. 30	
	平成23. 4. 1	平成24. 1. 1	平成25. 1. 1	
	平成25. 4. 1	平成26. 1. 1	平成26. 4. 1	
	平成27. 4. 1	平成28. 4. 1	平成29. 1. 1	
	平成29. 4. 1	平成29. 5. 1	平成29. 12. 1	
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1		

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の労働時間等に関する事項を定めることを目的とする。

【一部改正】(20. 4. 1)

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

【一部改正】(20. 4. 1)

(定 義)

第3条 この規則において「学部等」とは、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、国際センター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及、ダイバーシティ推進センター及び事務局をいう。

【一部改正】(16. 12. 1/17. 4. 1/17. 6. 1/18. 4. 1/18. 6. 1/19. 12. 1/20. 12. 1/21. 7. 9/23. 4. 1/24. 1. 1/25. 4. 1/26. 4. 1/28. 4. 1/29. 4. 1/29. 5. 1/29. 12. 1/31. 4. 1/2. 4. 1)

第2章 労働時間、休憩時間及び休日

(労働時間)

第4条 教職員の労働時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2 前項に定める労働時間は、月曜日から金曜日までの5日間（以下「勤務日」という。）において、1日について7時間45分とする。

【一部改正】(21. 4. 1)

(始業及び終業の時刻)

第5条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分

(2) 終業時刻 午後5時15分

2 小学校就学前の子の養育又は要介護状態（国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第3条第3号で定める意義と同様とする。以下同じ。）にある家族（育児休業等規則第3条第4号で定める意義と同様とする。以下同じ。）の介護を行う教職員及び小学校に就学している子を児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく学童保育施設に託児している場合で、当該子の送迎が必要な教職員が申し出た場合は、1日の労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻を変更して勤務させることができる。

【一部改正】(17.4.1/25.1.1/29.1.1)

(休憩時間)

第6条 1日の労働時間の途中に、60分の休憩時間を置く。

2 前項の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める教職員の休憩時間については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第9条に規定する4週ごとの変形労働時間制を適用する教職員のうち、大学教員
個別に割り振られた時間

(2) 第9条に規定する4週ごとの変形労働時間制を適用する教職員のうち、大学教員以
外の教職員

同条第2項に規定する勤務割振表で定められた時間

(3) 第10条に規定する1年の変形労働時間制、第11条に規定するフレックスタイム制及
び第12条に規定する裁量労働制の適用をする教職員

労使協定で定められた時間

4 第1項の休憩時間は、一斉に与えるものとする。ただし、労基法第34条第2項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、一部の教職員については、別に与えることができる。

5 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

6 妊娠中の教職員から、休憩時間の延長又は休憩回数の増加の申出があった場合は、その措置を行う。

【一部改正】(18.4.1/21.4.1/27.4.1)

第7条 削除

【一部改正】(19.4.1)

(労働時間等の割振りの特例)

第8条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、第4条から前条までの規定にかかわらず、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 教職員に割り振られた労働時間は、業務の都合により、臨時に変更することができる。

【一部改正】(21.4.1)

(1か月以内の変形労働時間制)

第9条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある別表第2に掲げる教職員

については、平成16年4月18日を最初の起算日とする4週ごと、あるいは、毎月1日を起算日とする1か月ごとの変形労働時間制を採用する。この場合において、それぞれ4週、あるいは、1か月を平均して1週間当たりの労働時間は38時間45分とする。

2 前項の教職員各人の始業及び終業の時刻、休憩時間、労働時間、週休日並びに休日の割振りは、原則として、4週間ごと、あるいは、1か月ごとに勤務割振表を作成し、起算日の7日前までに通知するものとする。ただし、大学教員にあつては、個別に割り振るものとする。

3 業務の都合上、前項の週休日又は休日に、勤務を命ずる必要がある場合には、割り振られた4週間、あるいは、1か月の範囲で振り替えることができる。

【一部改正】(19.4.1/21.4.1/28.4.1)

(1年の変形労働時間制)

第10条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、労使協定の定めるところにより、4月1日を起算日とする1年の変形労働時間制とすることができる。

(フレックスタイム制)

第11条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、労使協定の定めるところにより、フレックスタイム制とすることができる。

2 フレックスタイム制を適用する教職員には、始業及び終業の時刻の決定を委ねるものとする。

(裁量労働制)

第12条 業務の性質上、その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する教職員の裁量に委ねる必要がある場合は、当該教職員については、その旨を定めた労使協定の定めるところにより、勤務したものとみなす。

2 休日又は深夜に勤務する必要がある場合は、あらかじめ主担当を命ぜられた学部等の長の許可を受けるものとする。

【一部改正】(19.4.1/25.1.1/26.4.1)

(週休日)

第13条 教職員の週休日(労働時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とし、日曜日を法定休日とする。

2 別表第2に掲げる教職員の週休日は、4週間ごとの期間につき8日を設け、当該週の最初の週休日を法定休日とする。なお、当該期間につき第4条第1項に規定する労働時間となるように労働時間を割り振るものとする。

3 第10条の適用を受ける教職員の週休日は、労使協定の定めるところによる。

【一部改正】(22.4.1/26.4.1)

(休日)

第14条 教職員は、次の各号に掲げる日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の労働時間においても勤務することを要しない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）
- (3) その他特に指定する日

（週休日及び休日の振替）

第15条 前2条の規定により週休日又は休日に、業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、原則として当該勤務を命ずる日の属する月にある勤務日と当該週休日又は休日を振り替えることができる。

（週休日及び休日の振替の指定）

第16条 週休日及び休日の振替は、週休日・休日の振替簿により行うものとし、その振替については、業務に支障のない限り、教職員の意向に沿うものとする。

【一部改正】(19.4.1)

（勤務場所以外の勤務）

第17条 教職員は、業務の都合上必要がある場合には、労働時間の全部又は一部について通常の勤務場所を離れて勤務することを命ぜられることがある。

- 2 教職員が前項の業務に従事した場合において、当該勤務の労働時間を算定し難いときは、割り振られた労働時間を勤務したものとみなす。ただし、労働時間を超えて勤務する必要がある場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとす。

（時間外、週休日又は休日の勤務）

第18条 業務の都合上必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、教職員に所定の労働時間以外の時間（以下「超過労働時間」という。）、週休日又は休日に勤務を命ずることができる。

- 2 小学校就学前の子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う教職員であって、前項の超過労働時間を短いものとするを申し出た者の当該超過労働時間については、業務の正常な運営を妨げない限り、労基法第36条の規定に基づく労使協定で定められている時間外労働時間数及び休日労働日数にかかわらず1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働を命じない。
- 3 3歳に満たない子を養育する教職員、要介護状態にある家族の介護を行う教職員が申し出た場合は、超過労働時間又は週休日及び休日に勤務を命じない。
- 4 妊娠中又は出産後1年を経過しない教職員が申し出た場合は、1週間について38時間45分間、1日について7時間45分を超えて勤務を命じない。
- 5 妊娠中又は出産後1年を経過しない教職員が申し出た場合は、超過労働時間又は週休日及び休日に勤務を命じない。

【一部改正】(21.4.1/22.6.30/25.1.1/29.1.1)

（代替休暇）

第18条の2 前条第1項に規定する超過労働時間のうち労基法第32条に規定する労働時間を超えた時間が、1か月について60時間を超えた場合には、労基法第37条第3項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、国立大学法人群馬大学教職員給与規則第32条ただし書の規定による割増賃金の支払いに代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇を与えることができる。なお、教職員が当該休暇を取得したときは、当該教職員の

60時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応する時間の労働については、同規則第32条ただし書による割増賃金を支払うことを要しない。

【一部改正】(22. 4. 1追加)

(深夜勤務)

第19条 業務の都合上必要がある場合には、深夜（午後10時から午前5時）に勤務を命ずることができる。

2 小学校就学前の子の養育若しくは要介護状態にある家族の介護を行う教職員又は妊娠中若しくは出産後1年を経過しない教職員が申し出た場合には、前項の時間に勤務を命じない。

【一部改正】(25. 1. 1)

(超過労働時間における休憩時間)

第20条 前3条（第18条の2を除く。）の規定により勤務を命ずる場合に1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

【一部改正】(29. 1. 1)

(災害時等の勤務)

第21条 教職員は、災害その他避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要限度において、臨時に所定の労働時間を超えて、又は休日に勤務を命ぜられることがある。

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない教職員が申し出た場合は、前項の勤務を命じない。

第3章 宿直

(宿日直)

第22条 教職員は、所定の労働時間以外の時間において、次の各号に掲げる宿直又は日直の勤務を命ぜられることがある。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする勤務
- (2) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の勤務
- (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の勤務

【一部改正】(29. 4. 1)

第4章 出勤簿

(出勤簿)

第23条 教職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印するものとする。ただし、第12条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

【一部改正】(25. 1. 1)

第5章 休暇

(休暇の種類)

第24条 教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は、有給とする。

(休暇の承認)

第25条 教職員の年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇（次項に掲げるものを除く。）の承認は，当該学部等の長が行うものとする。

2 第32条第1項第6号の申出は，当該学部等の長に対して行うものとする。

【一部改正】(26.4.1)

(年次有給休暇)

第26条 年次有給休暇は，一の年度（4月1日から翌年3月31日までの1年をいう。以下「一事業年度」という。）における休暇とし，その日数は，一事業年度において次の各号に掲げる教職員の区分に応じて，当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員 20日

(2) 次号に掲げる教職員以外の教職員であつて，当該年度の中途において新たに教職員となった者

ア その者の当該年度における在職期間に応じ，次の表に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

イ 当該年度において，他の国立大学法人，国，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に規定する行政執行法人，公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫，国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人，地方公共団体及びその他これらに準ずる法人の職員（以下「交流職員等」という。）となった者であつて，引き続き新たに職員となったもの

交流職員等となった日に新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じたアの表に掲げる日数から，新たに教職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（1日未満の端数があるときは，切り捨てた日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあつては，基本日数）

(3) 当該年度の前年度において、交流職員等であった者であつて、引き続き当該年度に新たに職員となったもの又は当該年度の前年度において、教職員であった者であつて引き続き交流職員等となり引き続き再び教職員となったもの

ア 4月1日以外の日に教職員となった者 教職員となった日の前日における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、切り捨てた日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

イ 4月1日に教職員となった者 教職員となった日の前日における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、切り捨てた日数）に20日を加えて得た日数（当該日数が40日を超える場合にあつては、40日）

【一部改正】(19. 4. 1/20. 4. 1/21. 4. 1/26. 4. 1)

(年次有給休暇の請求)

第27条 教職員は、年次有給休暇を取得する場合には、事前に年次有給休暇簿により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に請求できない場合には、事後速やかに承認を求めることができる。

【一部改正】(19. 4. 1)

(年次有給休暇の時季変更権)

第28条 年次有給休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求した時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に変更することができる。

(時季指定による年次有給休暇の取得義務)

第28条の2 第26条の規定による年次有給休暇（同条の規定により付与された年次有給休暇の日数が10労働日以上である教職員に係るものに限る。以下この条の各項に同じ。）の日数のうち5日については、当該年次有給休暇の付与日から1年以内の期間に、教職員ごとにその時季を定めることにより与える。ただし、年度途中で付与された年次有給休暇については、履行期間（当初の付与日を始期として、翌年度の付与日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えることができる。

2 前項の規定により年次有給休暇の時季を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、同項の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該教職員に明らかにした上で、その時季について当該教職員の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第27条の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が第1項の規定により時季を定めて与える年次有給休暇の日数を超える場合には、第1項の規定により時季を定めて与える年次有給休暇の日数とする）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

【一部改正】(31. 4. 1追加)

(年次有給休暇の単位)

第29条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、一事業年度において5日を限度として、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算するときは、8時間をもって1日とする。

【一部改正】(21. 4. 1/22. 4. 1/26. 4. 1)

(年次有給休暇の有効期間)

第30条 年次有給休暇の有効期間は、付与された日から2年間とする。ただし、第26条第3号により20日を超えて付与されたものについては、付与された日の属する年度限りとする。

【一部改正】(18. 4. 1/21. 4. 1)

(病気休暇)

第31条 教職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要最小限度の期間を病気休暇とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条及び第33条において「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他学長が特に認める日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第24条第2項又は第25条第8項の規定により労働時間の短縮等の措置を受けた場合

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の規定に基づく休業又は労働時間の短縮の措置を受けた場合

2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上(当該期間における週休日、休日及び第18条の2の規定により割り振られた労働時間の全部について代替休暇を取得した日以外の日の日数が少ない場合として学長が認める場合)にあっては、その日数を考慮して学長が認める期間)の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた労働時間(1回の勤務に割り振られた労働時間の一部に育児休業等規則第19条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の学長が認める時間(以下この項において「育児時間等」という。))がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた労働時間のうち、育児時間等以外の労働時間)のすべてを勤務した日の日数(第4項において「実労働日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるもの)に限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合

において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実労働日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、試用期間中の教職員には適用しない。

【一部改正】(18.4.1/21.4.1/23.4.1/25.1.1/26.1.1)

(特別休暇)

第32条 教職員が、次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該各号に掲げる期間又は時間を特別休暇とする。

- (1) 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
必要と認められる時間
- (2) 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
必要と認められる期間
- (3) 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
必要と認められる期間
- (4) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき
一事業年度において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- (5) 教職員が結婚(挙式及び同居を含む。)する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後3月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (6) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合
出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性教職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。)した場合
出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (8) 生後1年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
1日2回それぞれ30分以内の時間(男性教職員にあっては、その子の当該教職員以外の親が、同日において同様の休暇を取得している時間がある場合は、その時間をそれぞれ30分から差し引いた時間を超えない時間)
- (9) 教職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、教職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
教職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で、16時間まで分割することができる。)
- (10) 教職員の妻が出産する場合で、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学前の子(妻の子を含む。)を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
当該期間内における5日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で、40時間まで分割することができる。)
- (11) 小学校就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため又はその子に疾病の予防を図るための予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合
一事業年度において5日(その養育する小学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で、40時間(その養育する小学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては80時間)まで分割することができる。)
- (12) 要介護状態にある家族の介護、当該家族の通院等の付添い、当該家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の当該家族の必要な世話を教職員が行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
一事業年度において5日(要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で、40時間(要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては80時間)まで分割することができる。)
- (13) 教職員の親族(次の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないこ

とが相当であると認められるとき

親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては 7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては 7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては 7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては 5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては 3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

- (14) 教職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるのものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1 日の範囲内の期間

- (15) 教職員が盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合（6月から10月までの間に在職している者に限る。）

一事業年度の6月から10月までの期間内（期間内において取得が困難な場合は、12月までとする。）における、週休日、休日及び第18条の2の規定により割り振られた労働時間の全部について代替休暇を取得した日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

- (16) 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

原則として連続する7日の範囲内の期間

- (17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

必要と認められる期間

- (18) 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

- (19) 国立大学法人群馬大学教職員表彰規則第2条第2項第1号に基づく表彰を受けた教職員（以下「被表彰者」という。）が、リフレッシュ等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

表彰された勤労感謝の日から1年以内の期間において週休日、休日及び第18条の2の規定により割り振られた労働時間の全部について代替休暇を取得した日を除いて連続する5日の範囲内の期間

- 2 前項第4号、第5号、第13号、第15号、第16号及び第19号の日数の取扱いについては、暦日で取り扱うものとする。

【一部改正】(17. 4. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/19. 10. 1/20. 4. 1/21. 4. 1/22. 4. 1/22. 6. 30/24. 1. 1/25. 1. 1/26. 4. 1)

(病気休暇、特別休暇の単位)

第33条 病気休暇及び特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

【一部改正】(23. 4. 1)

(病気休暇、特別休暇簿添付資料等)

第34条 次の各号に掲げる病気休暇を請求する場合には、療養予定期間の記載された医師の診断書を病気休暇簿に添付して提出しなければならない。その療養予定期間を超えて、更に療養する必要がある場合も同様とする。

- (1) 1週間を超える期間の病気休暇
 - (2) 請求に係る病気休暇の期間の初日の前1月間における病気休暇を使用した日の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇
 - (3) その他学長が特に必要と認める場合
- 2 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていた教職員が、その療養期間中又は療養期間終了後に出勤するときは、当該日から就業可能である旨を記載した医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長が特に必要と認める場合には、本学の産業医又は本学が指定する医師への受診を命ずることができる。
- 4 特別休暇を請求する場合には、必要に応じて、その請求事由、期間等を確認することができる書類を特別休暇簿に添付して提出しなければならない。

【一部改正】(19. 4. 1/24. 1. 1/27. 4. 1)

(職務に専念する義務の免除等の請求等)

第35条 教職員は、就業規則第30条各号に規定する職務に専念する義務の免除又は特別休暇（第32条第1項第7号を除く。）を請求する場合には特別休暇簿により、病気休暇を請求する場合には病気休暇簿により事前に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に請求することができない場合には、事後速やかに承認を求めることができる。

- 2 職務に専念する義務の免除の請求には、必要に応じ、母子健康手帳等の提示を求める

ことがある。

- 3 女性教職員が出産した場合は、その旨を速やかに当該学部等の長に届け出るものとする。

【一部改正】(24. 1. 1/26. 4. 1)

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日（以下「施行日」という。）の前日に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用を受けていた教職員が、引き続き本学の教職員となった場合における施行日前の年次休暇の残日数、病気休暇及び特別休暇の取得日数は、施行日において年次有給休暇の残日数、病気休暇及び特別休暇の取得日数としてこれを承継する。
- 3 施行日の前日までに承認された施行日以後に係る年次休暇、病気休暇及び特別休暇については、この規則に基づき承認があったものとみなす。
- 4 施行日から平成16年4月17日までの変形労働制の期間の起算日は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月21日とする。

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月9日から施行し、平成21年6月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条の規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項第19号の規定は、平成25年度の被表彰者から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

職員の区分	労働時間	休憩時間
各学部等に勤務する教職員のうち、当該学部等の長が指定する者	a 午後 0 時 30 分 ～ 午後 9 時 15 分	午後 4 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分
	b 午後 1 時 00 分 ～ 午後 9 時 45 分	午後 4 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分
	c 午前 7 時 00 分 ～ 午後 3 時 45 分	午前 10 時 30 分 ～ 午前 11 時 30 分
	d 午前 7 時 30 分 ～ 午後 4 時 15 分	午前 11 時 15 分 ～ 午後 0 時 15 分
	e 午前 7 時 30 分 ～ 午後 4 時 15 分	午後 0 時 00 分 ～ 午後 1 時 00 分
	f 午前 9 時 45 分 ～ 午後 6 時 30 分	午後 0 時 45 分 ～ 午後 1 時 45 分
	g 午前 8 時 00 分 ～ 午後 4 時 45 分	午後 0 時 00 分 ～ 午後 1 時 00 分

【一部改正】(20. 6. 1/21. 4. 1/26. 4. 1)

別表第2

職員の区分	割振り	週休日	労働時間	休憩時間
医学部及び医学部附属病院に勤務する教職員のうち、医学部長又は医学部附属病院長が指定する者	4週間あるいは、1か月	医学部長又は医学部附属病院長が指定する日	日勤A 午前8時30分～午後5時15分	午前11時30分～午後0時30分
			日勤B 午前8時30分～午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分
			日勤C 午前8時30分～午後5時15分	午後0時30分～午後1時30分
			日勤D 午前8時30分～午後5時15分	午後1時00分～午後2時00分
			日勤E 午前8時30分～午後6時15分	午後0時30分～午後1時30分
			日勤F 午前7時30分～午後4時15分	午後0時00分～午後1時00分
			日勤G 午前10時30分～午後7時15分	午後1時00分～午後2時00分
			日勤H 午前8時30分～午後0時30分	
			日勤I 午後1時00分～午後5時00分	
			準夜A 午後3時15分～午前0時00分	午後7時00分～午後8時00分
			準夜B 午後3時15分～午前0時00分	午後8時00分～午後9時00分
			深夜A 午前0時00分～午前8時45分	午前3時30分～午前4時30分
			深夜B 午前0時00分～午前8時45分	午前4時30分～午前5時30分
			A勤務 午後0時30分～午後9時15分	午後4時15分～午後5時15分
			B勤務 午後4時00分～午前9時30分	午後7時30分～午後8時00分、午前0時00分～午前1時00分及び午前4時30分～午前5時00分
			C勤務 午後4時00分～午前9時30分	午後8時00分～午後8時30分、午前1時00分～午前2時00分及び午前5時00分～午前5時30分
D勤務 午後4時30分～午前9時00分	午後8時00分～午後8時30分、午前1時00分～午前2時00分及び午前5時00分～午前5時30分			
E勤務 午後4時30分～午前10時00分	午後8時30分～午後9時00分、午前1時00分～午前2時00分及び午前5時30分～午前6時00分			
F勤務 午後7時00分～午前8時30分	午後8時30分～午後9時00分、午前1時00分～午前2時00分及び午前5時30分～午前6時00分			
各学部等に勤務する教職員のうち、当該学部等の長が指定する者	4週間あるいは、1か月	個別に定める	個別に定める	個別に定める

【一部改正】(21.4.1/22.4.1/23.4.1/28.4.1)